

◎第 4 期朝霞市地域福祉計画及び第 4 期朝霞市地域福祉活動計画 策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

- ・本市の地域福祉を推進するため、市では「朝霞市地域福祉計画（以下「市地域福祉計画」という。）」を、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）では「朝霞市地域福祉活動計画（以下「市地域福祉活動計画」という。）」を策定しています。
- ・第 3 期市地域福祉計画では、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」とし、第 3 期市地域福祉活動計画では、基本理念を市地域福祉計画と同じとし、計画推進のための行動目標を「高めようご近所力！おもいやりにあふれたまち」としています。
- ・第 4 期の市地域福祉計画及び市地域福祉活動計画（以下「市地域福祉計画等」という。）は、基本理念等が円滑に実現できるよう、市と市社会福祉協議会が一体となって策定することで、本市の地域福祉を推進します。
- ・第 3 期の市地域福祉計画等は、2020 年度（令和 2 年度）までを計画期間としていることから、2021 年度（令和 3 年度）から 5 年間を計画期間とする第 4 期の市地域福祉計画等を策定します。

2 計画の位置付け

- ・地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として、地域福祉を推進するために市が策定する計画です。

社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- ・地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めるために策定する計画です。

◎地域福祉活動計画策定指針概要（抜粋）（平成15年11月全国社会福祉協議会）

○地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

○その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

◎地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（抜粋）（平成29年12月全国社会福祉協議会）

2. 「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定

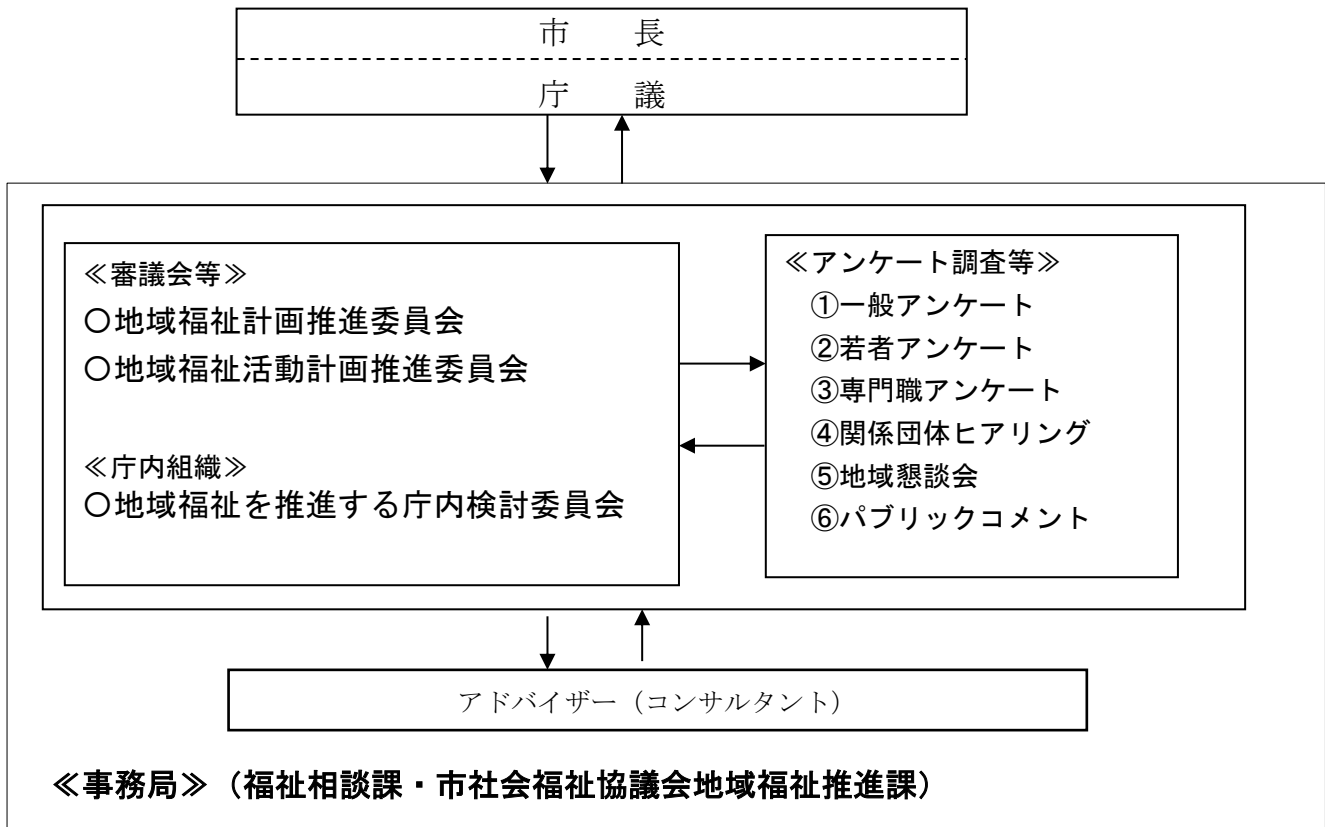
○各社協においては、地域福祉支援計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉支援計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。

○地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたっては、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。

3 基本的な考え方

- ・第3期の市地域福祉計画等の現状把握に努め、第4期の市地域福祉計画等の策定に向けた論点・課題の抽出及び整理を行います。
- ・計画の策定にあたっては、広く市民の声を反映させるよう、効率的かつ効果的な市民参画の手法を取り入れます。
- ・社会福祉法第107条の規定により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画に位置づけられることから、各福祉分野の計画をはじめ地域福祉の推進に関する事項を横断的に検討して策定します。
- ・市の最上位計画である朝霞市総合計画との整合、埼玉県地域福祉支援計画との連携を図ります。
- ・市地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会発展・強化計画との整合を図ります。
- ・市地域福祉計画等の策定は、市と市社会福祉協議会がこれまでの連携から、さらに連携を深めて、一体的に策定することで取り組みます。
- ・計画に盛り込むべき事項は下記の5項目全てを定めることとします。
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、
 - ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、
 - ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

4 策定体制



5 実態の把握

下記のアンケート調査等を実施することで、市民や団体等のニーズを把握し、地域福祉計画等の施策や事業に反映するよう努めます。

- ①一般アンケート・・・無作為抽出する18歳以上の市民3,000人程度を対象に、アンケート調査を実施する。地域福祉に対する市民の意向や地域における課題を把握する。
- ②若者アンケート・・・18歳以上29歳以下（予定）の市民1,000人程度を対象に、アンケート調査を実施する。地域福祉を担う若い世代の意向や課題等を把握する。
- ③専門職アンケート・・・市内で福祉・医療・介護等に従事する専門職400人程度を対象にアンケートを実施する。専門職としての地域福祉に対する意向や課題等を把握する。
- ④関係団体ヒアリング・・・地域福祉に関わる各種団体にヒアリング調査を実施する。関係団体の地域福祉に対する意向や課題等を把握する。
- ⑤地域懇談会・・・地域の住民から地域福祉に対する幅広い意見や提案を反映させるために、5か所程度の地域で懇談会を開催する。
- ⑥パブリックコメント・・・計画素案について、広く市民から意見をいただくパブリックコメントを実施する。
- ⑦その他・・・職員から、計画素案について、意見募集を実施する。

6 策定スケジュール（予定）

2019年	4月	庁内検討委員会設置
	5月	コンサルタント業者選定
	7月	第1回地域福祉計画推進委員会等・・・策定方針案の検討
	8月	第2回地域福祉計画推進委員会等・・・アンケート調査の検討
	9月	アンケート調査の実施
	10月	第3回地域福祉計画推進委員会等・・・地域懇談会等の検討
	10月～12月	地域懇談会、関係団体ヒアリング・専門職アンケートの実施
2020年	1月	第4回地域福祉計画推進委員会等・・・調査等の集計報告
	2月	第5回地域福祉計画推進委員会等・・・計画骨子案の検討
	4月	第6回地域福祉計画推進委員会等・・・計画骨子案の検討・決定
	5月	関係団体ヒアリング又は地域懇談会等の実施
	6月	第7回地域福祉計画推進委員会等・・・計画素案の検討
	7月	第8回地域福祉計画推進委員会等・・・計画素案の検討
	9月	パブリックコメントの実施
	10月	パブリックコメントのまとめ・調整 第9回地域福祉計画推進委員会等・・・計画案の検討
	11月	第10回地域福祉計画推進委員会等・・・計画案の決定
2021年	1月	政策調整会議、庁議・・・計画の決定 市社会福祉協議会報告部会議・・・計画の決定
	2月	計画書の策定
	3月	計画書の公表・配布